

畑作物共済基準収穫量及び基準収繭量設定準則

一部改正 平成5年10月22日 農林水産省告示第1232号
〃 平成12年3月31日 農林水産省告示第480号
〃 平成15年6月30日 農林水産省告示第961号
〃 平成15年12月9日 農林水産省告示第2007号
〃 平成23年8月31日 農林水産省告示第1673号
〃 平成27年9月25日 農林水産省告示第2155号

農林水産省告示第550号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第120条の14第3項の規定に基づき、畑作物共済基準収穫量設定準則を次のように定め、昭和54年4月1日から施行する。

昭和54年3月30日

農林水産大臣 渡辺 美智雄

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第120条の14第1項第1号及び第2号並びに第150条の6第1項第1号の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと（さとうきびについては、夏植え、株出し及び春植えの別ごと）、農作物の年産ごと及び当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物（さとうきびについては、夏植え、株出し及び春植えの別ごとのさとうきび）の耕作を行う耕地ごとに定めるものとし、その数量は、当該耕地の単位当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量とする。
- 2 前項の単位当たり基準収穫量は、同項に規定する耕地ごとに、農業共済組合の組合員又は法第120条の13第1項の畑作物共済資格者（以下「申込者」と総称する。）が組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）に申告した当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等（さとうきびについては、夏植え、株出し及び春植えの別ごとのさとうきび。この項において同じ。）に係る単位当たり収穫量、前回作の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり基準収穫量又は当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して定めるものとする。
- 3 大豆についての法第120条の14第1項第2号の基準収穫量に係る第1項の単位当たり基準収穫量は、申込者が耕作する畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量を農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、又は売渡しを受けた収穫物の数量に関する資料により把握できるときは、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する耕地ごとに、当該資料を基礎として定めることができる。
- 4 第2項の場合においては、同項の規定により定められる第1項の単位当たり基準収穫量の当該耕地の耕作面積を重みとする当該組合等についての算術平均は、当該組合等の当該畑作物共済の共済

目的の種類等に係る当該申込みに係る農作物の年産の単位当たり収穫量に別に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。

- 5 法第120条の14第1項第3号の基準収繭量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと、蚕繭の年産ごと及び当該畑作物共済の共済目的の種類等たる蚕繭について養蚕の業務を営む申込者ごとに、前年産の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量、申込者が組合等に申告した当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る見込収繭量、組合等が調査した過去一定年間における当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る繭の出荷実績、桑葉の生産事情等を参酌して定めるものとする。
- 6 前項の場合において、同項の規定により定められる基準収繭量の当該組合等についての合計数量を当該申込者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る蚕種の掃立量の当該組合等についての合計数量で除して得られる単位当たり収繭量は、当該組合等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の単位当たり収繭量に別に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た数量の範囲内となるようにしなければならない。
- 7 法第120条の14第4項の規定により蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等に係る前2項の規定の適用については、これらの規定中「畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごと」と、「畑作物共済の共済目的の種類等たる」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分ごとの」と、「畑作物共済の共済目的の種類等に係る」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分に係る」とする。
- 8 組合等は、法第120条の14第1項第1号及び第2号並びに第150条の6第1項第1号の基準収穫量並びに法第120条の14第1項第3号の基準収繭量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。